

第 2 1 号議案

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 1 年新城市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 的場地区地区整備計画区域の項及び杉山住宅団地地区整備計画区域の項を削り、八名井企業団地地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を加え、同表に次のように加える。

杉山住宅団地地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東三河都市計画杉山住宅団地地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
的場地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東三河都市計画的場地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
新城 I C 周辺地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東三河都市計画新城 I C 周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 的場地区地区整備計画区域の項及び杉山住宅団地地区整備計画区域の項を削り、同表八名井企業団地地区整備計画区域の項中「上記 1 又は 2 に附属する建築物」を「前 2 号の建築物に附属するもの」に、「上記 1 から 3 までに附属する建築物」を「前 3 号の建築物に附属するもの」に改め、同表に次のように加える。

杉山住宅 団地地区 整備計画 区域	全地区	法別表第2（ろ）項に掲げる建築物（同表第2（い）項の第3号から第7号までに掲げる建築物を除く。）	10分の 15		200平 方メー トル		10メー トル	
的場地区 地区整備 計画区域	商業活 用地区	次に掲げる建築物以外の 建築物 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する 用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又 は下宿 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これらに 類するもの	10分の 10	10分の 5	3,000 平方メー トル			

居住地 区	次に掲げる建築物以外の 建築物 1 ボーリング場、スケ ート場、水泳場その他 これらに類する建築基 準法施行令（昭和25 年政令第338号）第 130条の6の2で定 める運動施設 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これらに 類するもの 5 カラオケボックスそ の他これに類するもの 6 法別表第2（は）項 に掲げる建築物以外の							
----------	---	--	--	--	--	--	--	--

		建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（建築基準法施行令第130条の7の2で定めるものを除く。）					
新城 I C 周辺地区 整備計画 区域	全地区	1 工場（日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するもの）及びそれに関連する研究開発施設並びに物流施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 法別表第2（る）項第2号に掲げるも		1,000 平方メー トル	道路境界線及び隣地境界線までの距離は4メートル。ただし、軒の高さ3メートル以下の守衛所又はこれに類する用途に供する建築物	道路に面する側の垣又は柵の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) メッシュフェンス、鉄柵、その他これらに類するもの	

	の ウ 産業廃棄物処理業 の用に供するもの 2 前号の建築物の従業員のための共同住宅又は寄宿舍 3 前2号の建築物に附属するもの			は除く。		
--	--	--	--	------	--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地区整備計画区域内の建築物に関し、必要な制限を定めるため必要があるからである。